「愛知県漁業調整規則の一部改正（案）」に対する意見の概要と県の考え方

番号	意見の概要	県の考え方
1	意見　○改正前の規則第４条第１２号で規定する「いしくら漁業」を、改正後の規則から削除する案については、自然海岸、干潟、浅場等の保全・再生に取組むなど「いしくら漁業」が再び行われる漁場環境の再生に努力していく姿勢を愛知県の水産行政が示す上でも削除すべきではないと考えます。	○「いしくら漁業」は知事の許可を必要とする漁業から削除されますと、漁業者であれば他の漁業に支障を及ぼさないようにしつつ、自由に操業できます。干潟・浅場等の保全・再生につきましては、県として積極的に取組んでおり、今後とも推進してまいります。なお、遊漁者が「いしくら」による漁法で水産動物を採捕することは、規則第４８条で禁止されていますのでご承知ください。
同上	要望①　特別採捕許可（規則第４９条第１項）の許可内容に「環境保全活動」、「文化・伝統・技術の継承活動」、「観光イベント（環境保全と観光振興の両立を目指したエコツアー等）」などを加えることが望まれます。また、市民団体が特別採捕許可を申請する際は、手続が容易になるよう「申請事例集」などを記載した申請手続きのガイドブックの作成が望まれます。	○特別採捕許可（規則第４９条第１項）の許可対象としては、全国的に「試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗の供給」とされておりまして、これは、水産資源の保護培養上及び漁業調整上の観点から定められております。具体的な内容については、個別にご相談くだい。また、申請手続き等についても電話等でご連絡戴ければ対応させて戴いております。
同上	要望②　水産動物の採捕の禁止期間（規則第３４条第１項）の中で「当歳のぼら（いな）」の採捕禁止期間が定められているが、「ぼら」当歳魚のみを漁獲せず通常の漁業操業を行うのは不可能であるため、削除又は別の方法で資源管理を行うことが望まれます。	○漁業操業の特性として、完全に漁獲禁止サイズの魚を混獲せずに漁業を行うことは極めて困難です。ただし、混獲の状況や漁獲魚の組成、混獲した魚の取扱い等を総合的に勘案して禁止期間の制度を運用することによって、規制を行う所期の目的を達するものと考えています。
同上	要望③　規則第３５条第１項が漁獲できる全長制限が定められているが、「こい」、「ふな」については通常の漁業で採捕され、また「もろこ」を採捕する際にも同サイズものが混獲されることから、現実として規則に従うことが困難であるため、削除または地域指定することが望まれます。	○規則で規定されている全長の制限等は、水産資源の繁殖保護を図る上から定められています。この中で生じる混獲の問題、地域の伝統との関わり等については、その程度や行う意図、さらには資源の減少を招かないための手法等、総合的な観点から制度を運用することで、規制を行う所期の目的を達するものと考えています。
同上	要望④　規則第３５条第１項で「にじます」を漁獲できる全長制限が規定されているが、在来魚の生存を脅かす外来魚であることから、削除するとともに、今後は「らいぎょ」、「オオクチバス」、「コクチバス」以外の外来種を積極的に駆除していく姿勢を示すことが求められています。	○「にじます」については現在、県内の一部河川では漁業権魚種として管理しており、河川の漁業対象魚種として定着しているところもあります。これら河川漁業の対象魚種と外来生物についての今後の在り方に対するご意見としてお伺いいたします。